

報告第 2 0 号

健全化判断比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 3 条第 1 項の規定により、令和 5 年度市川市一般会計歳入歳出決算等における健全化判断比率について別冊監査委員の意見を付け次のとおり報告する。

令和 6 年 9 月 6 日提出

市川市長 田 中 甲

健全化判断比率

区 分	令和 5 年度	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	— %	11.25 %	20 %
連結実質赤字比率	— %	16.25 %	30 %
実質公債費比率	2.1 %	25 %	35 %
将 来 負 担 比 率	— %	350 %	

令和 5 年度の実質赤字比率及び連結実質赤字比率が「一％」となっているのは、本市の一般会計及び公営事業会計が黒字であり、算定の基礎となる赤字額がないことによるものである。

また、将来負担比率が「一％」となっているのは、本市の将来負担する見込みの負債額に対し、充当可能な財源等が上回っていることによるものである。